

- ・特別聴講学生として協定大学において単位取得を希望する学生は、定められた期日までに出願票を、学生の所属する大学を通じて、受講を希望する授業科目開設大学に提出します。
- ・授業科目開設大学は、受講の可否を学生の所属する大学を通じて通知します。
- ・特別聴講学生の検定料・入学科・授業料は徴収しません。なお、放送大学については、授業料の徴収が発生します。

◇放送大学との単位互換について

本学は、放送大学との間における単位互換に関する協定を締結しています。

この協定により、本学の学生は放送大学の特別聴講学生として、放送大学の授業科目を履修することができます。

履修するには所定の出願期間に「放送大学特別聴講学生出願票」を学部等の窓口で提出します。可否の決定、学費の納入等を経て受入れが決定します。

履修できる授業科目及び修得できる単位数は本学が認めたものとし、学部により異なります。単位互換科目を履修し単位を修得した場合には、本学における授業科目の履修により修得したもののみなされます。

授業料は、放送大学の学生と同額（2単位科目では授業料が12,000円）です。授業料以外の経費の負担はありません。

手続等は下表のとおりです。なお、年度により日程・単位互換対象科目は変わりますので教務担当窓口で必ず確認してください。

詳しくは各学部等の教務担当窓口で照会してください。

項 目	第1学期	第2学期
(1) 出願票の提出締切	1月下旬	7月下旬
(2) 合格通知書の送付	3月上旬	9月上旬
(3) 学費（授業料）の納入期限	3月下旬	9月下旬
(4) 印刷教材・通信指導問題・学生証等の送付	学費の入金確認後約3週間	学費の入金確認後約3週間
(5) 通信指導答案の提出期限	5月下旬	11月下旬
(6) 通信指導問題の結果通知	7月上旬	翌年1月上旬
(7) 単位認定試験通知の送付	7月上旬	1月上旬
(8) 単位認定試験	7月中旬	1月中旬
(9) 成績通知	8月下旬	2月下旬

(10) 学生証の再発行（担当：②番窓口）

本学の学生は「群馬大学学部共通細則」の規定によって、必ず学生証を携帯しなければなりません。学生定期乗車券、学割乗車券で旅行する場合も携帯しなければなりません。学生証を所持しない者は修学上支障が生じる場合（期末試験を受けられない等）があるほか、学生としての特典を受けられませんので、紛失等しないよう気をつけてください。また、学生証を他人に貸与・譲渡することは禁止です。

なお、紛失等により再交付を受ける場合は、荒牧地区は学生センター②番窓口（教務課）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学務係、太田地区は太田事務室へ申し出てください。

また、再交付後に、再交付前の学生証が見つかった場合は、速やかに再交付を受けた窓口へ返納してください。